

岡山理科大学附属高等学校
学校いじめ防止基本方針

平成30年5月改訂

いじめに関する現状と課題

建学の精神にあるよう、多くの科・コースを設置しているため、学力や規範意識のレベルに開きがあり、指導に注意が必要である。社会的な風潮であるが、人間関係で悩む生徒も多く、教育相談室と連携して取り組んでいる。
本校においては、これまで生徒理解を基盤とした教育活動を推進し、生徒の実態を把握・分析するためにいじめアンケートを毎年実施している。また、いっそう豊かで安定した生徒の学校生活を実現していくため、学校組織の見直しを図り、教職員相互が学校生活上の諸課題の共通理解と、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処に関し、組織機能をさらに確立していくことが重要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめに対する基本認識

すべての生徒と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめはすべての生徒に関する問題であり、生徒がいじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら、助長・傍観をしないよう、すべての生徒に理解させる。

- (1)いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2)いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3)いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4)保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

保護者・地域との連携

- 子育てのネットワークづくりの推進
家庭の教育機能の充実と施策の推進を図る。
- インターネット上のいじめの対応強化
情報モラル教育を充実させインターネット上のいじめ等への対策を図る。
- 保護者、地域の学校運営への参画
学校や地域が課題を共有し、地域ぐるみで課題を解決する仕組みづくりを促す。

学校 いじめ防止対策委員会

「いじめ防止対策委員会」構成員
校長・教頭・事務部長・生徒指導課長・教育相談室長・保健主任・養護教諭・カウンセラー・(該当科コース・学年主任,担任)

「いじめ対策委員会」の活動

- 基本方針に基づく取り組みの実行
行動計画作成,実行,検証,修正
- 相談・通報窓口
- 関係機関,専門家との連携
- いじめの疑いや生徒の問題行動にかかわる情報の収集,記録,共有
- いじめの疑いにかかわる情報に対して関係する生徒への事実関係の聴取,指導や支援体制および保護者との連携などの対応方針の決定
- 重大事態が疑われる事案が発生したときにその原因がいじめにあるかの判定
- 重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査
- 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取り組みの推進

関係機関との連携

- (1)警察本部との連携
○少年課・少年サポートセンターとの協議の実施。
- (2)警察署との連携
○生活安全課少年係やスクールサポーターとの連携。インターネットモラル教室実施
- 学校警察連絡協議会(学警連)での情報交換・共有
- いじめを想定した会議及び緊急対応の強化
- (3)児童相談所等との連携
○サポート会議等の開催
- (4)いじめ防止活動にかかわる連携
○岡山県高等学校校長協会,高等学校PTA連合会(高P連),青少年健全育成協議会等に対して,いじめ防止活動へ理解と協力の依頼。
- (5)法務局との連携
○人権擁護委員と連携した啓発活動

学校が実施する取組

いじめ防止	○人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。 (1)生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。 (2)道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。 (3)学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。 (4)教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。 (5)常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。 (6)教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。 (7)地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
早期発見	○いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。 (1)生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査,個別面談等) (2)生徒の行動を注視する。(校内巡視,チェックリスト等) (3)保護者と情報を共有する。(電話・メール,家庭訪問,PTAの会議等) (4)地域と日常的に連携する。(地域行事への参加,関係機関との情報共有等)
いじめへの対処	○いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。 (1)いじめられている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。 (2)いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。 (3)学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。 (4)校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。 (5)いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ反省・謝罪をさせる。 (6)法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。 (7)いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。 (8)必要に応じて、県が設置しているサポート機関の活用を図る。